

## 論文審査の結果の要旨

申請者氏名 牧野 ゆき

近年、獣医療過誤が増えているが、その定義も含め医療過誤とは異なる点も多く、獣医療訴訟特有の傾向も明らかになりつつある。申請者は獣医師であり、同時に法学を専門とする立場から、多くの判例を基に獣医療過誤訴訟の構造と近年の動向を検証した。論文は序論、結論を含め7章から構成される。

### 1. 序論

獣医療過誤を「獣医療事故のうち獣医療関係者に過誤のあったもの」と定義し、獣医療過誤は民法上の債務不履行または不正行為として、獣医師の損害賠償責任の根拠としている。獣医療過誤は、かつては飼い主の財産的損害に対する賠償請求訴訟の一種に過ぎなかったが、近時はペットに対する社会的認識のあり方を反映した獣医療訴訟特有の傾向が見られるようになってきていると申請者は結論している。

### 2. 技術過誤を理由とする損害賠償責任

獣医療過誤訴訟においては、各種の獣医療文献、医薬品添付文書等が獣医療水準として採用され、これらに基づいて獣医師の行為義務が認定される。獣医療は高度の専門性を有する技術であることから、獣医師には診断や治療法等の判断について一定範囲の裁量が認められる。獣医師の裁量は獣医療水準の枠内で認められるのが原則であるがエキゾチックアニマルやいまだ治療法が確立されていない疾病の治療など確立された水準の獣医療が存在しない領域では獣医師の裁量がより広く認められるのが現状である。裁判において獣医師の行為義務は、獣医療水準を基準に認定される。したがって、日常の診療業務においては獣医療水準にしたがった診療を行うことが大前提である。診断の適否が問われる場合、臨床検査データは診断・治療の適切性を裏付ける重要な資料となる。また、地域による獣医療水準の違い（獣医系大学がある地域とそれ以外の違い等）も指摘されるような事例も多く見られるようになってきている。こうした状況は、獣医療の高度化・専門化とそれを背景とする二次診療機関の獣医療におけ

る位置付けが社会的に認識されるようになってきたことの表れと申請者は結論している。

### 3. 獣医療における転送義務について

転送義務とは医師が医療水準にかなった医療行為を実施することが不可能な場合に、適切な治療が可能な医療機関に患者を転送する義務をいう。転送義務違反は医療過誤の一類型となっている。獣医療の高度化・専門化を背景として転送義務が論点となる事例が今後、獣医療領域でも増加する可能性があり転送義務のあり方を早急に検討する必要性を申請者は強調している。

### 4. 獣医師の説明義務

獣医師の飼い主に対する説明義務は、①療養指導、②患者の承諾を得るための説明（インフォームドコンセント）、③顛末報告の3つに分けられる。特に②や③に関する問題が増えている。患者の承諾を得るための説明とは獣医師が獣医療行為を実施するに先だって、動物の所有者に治療選択の機会を与え、承諾を得るための説明である。これにより他人の所有物である動物に対する侵襲行為の違法性が阻却され、適法に実施することが可能となる。飼い主の承諾を得ない、あるいは承諾の範囲を超える獣医療行為は、たとえ動物が治癒したとしても獣医師の不法行為と評価されることを獣医師は認識する必要がある。顛末報告は獣医師が飼い主に対して診療や治療の結果等について説明・報告する義務であり、説明に当たっては個々のケースの特性を考慮し、個別具体的な飼い主の個性を見極めた上で飼い主自身が治療法を選択するのに必要な情報を適宜提供する。獣医師は適切な説明を行った証拠として、出来るだけ詳細な記録を残しておくことが重要である。二次診療施設を受診やセカンドオピニオンの取得が広まりつつある今、獣医師にとって飼い主とのコミュニケーションのあり方には一層の留意が必要であると申請者は結論している。

### 5. 動物の死傷事故における阻害賠償の検討

裁判における損害賠償のあり方は、社会や裁判所のペットの捉え方の変化を反映している。動物の死傷に係る損害賠償の算定に際しては、ペットの「飼い

主の愛情を受ける動産」という特性から、通常の器物損壊に対する損害賠償とは違い、どこまでが法的保護の対象となるのか線引きが難しい。①客観的に明確な算定が可能な財産的損害の部分については飼い主の愛情や価値観が関わる部分について賠償が認められることがより難しく、②慰謝料については飼い主の愛情や価値観が、より柔軟に反映される傾向にあると考えられる。飼い主のペットへの愛情に対して法的保護が認められるようになった一番の影響は慰謝料のあり方に現れている。慰謝料については、財産的損害の分をカバーするための慰謝料としてだけでなく、精神的損害そのものに対する賠償という本来の目的での慰謝料が認められるようになっているといえる。一方で、裁判所の自由裁量で決められる慰謝料が認められる範囲を無批判に拡大する（現状この風潮が強い）のは論理的に問題があるといえる。動物の侵害事例は財産権侵害であることを前提に法理論的整理を試みるべきであると申請者は現状に疑問を投げかけている。

## 6. 獣医療裁判における被侵害利益の多様化

近時、医療訴訟で用いられる判断枠組みを適用する獣医療訴訟も増加している。「自己決定権侵害」「死亡時点における生存の可能性」「機会の喪失」等がその例である。これは飼い主とペットの関係の変化や「ペットは家族」との認識が一般社会において定着しつつあること、医療訴訟と同様に被害者の救済と必要性から表れてきた傾向と考えられる。しかし、医療領域の議論を獣医療に直接適用することが必ずしも適切ではない。当事者間の公平の観点から、ペットは法律적으로는飼い主の所有権の客体であることを前提とした法的処理を行うことが合理的と考えられる。

## 7. 結論

従来、獣医療訴訟における裁判所の判断は、動物の死傷という財産的侵害事例であることを前提に、医療水準論等の医療訴訟理論のあてはめを基礎としているが、裁判例の蓄積に伴い、単なる飼い主の財産権侵害事例の一類型としての位置付けから損害賠償のあり方や獣医師の責任を根拠づける理論面等において、人の医療訴訟への接近が見られる。しかし、医療訴訟における取扱いを獣

医療訴訟に無批判に導入することは必ずしも妥当ではなく、飼い主と獣医療関係者という当事者の公平に望ましくない結果をもたらす可能性がある。獣医療の一層の高度化・専門化が進む現在、医療とは異なる獣医療という独自の分野の法的側面について改めて整理するとともに合理的な理論構築を試みていくことが将来にわたり、社会において獣医療関係者が十分にその機能を果たしていくために必要であると申請者は結論している。

以上のように本研究は、獣医療を取り巻く社会の環境が大きく変化している現在、獣医療過誤訴訟の問題点を多くの判例を基にして多面的に検証を行った重要な研究である。申請者を中心に今後纏められていく獣医療過誤訴訟に対する法理論的に整理される判例は、標準的見解として獣医領域における新たな知見となると考えられ、学術上、臨床応用上、貢献するところが少なくない。よって、審査委員一同は、本論文が博士（獣医学）の学位論文として十分な価値を有するものと認め、合格と判定した。